

**【表紙】**

**【提出書類】** 半期報告書

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成17年12月26日

**【中間会計期間】** 第90期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

**【会社名】** 株式会社松村組

**【英訳名】** MATSUMURA-GUMI CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 石 田 忠 良

**【本店の所在の場所】** 大阪市北区東天満 1 丁目10番20号

**【電話番号】** 06(6353)1131(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営企画部長 村 上 研 二

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市北区東天満 1 丁目10番20号

**【電話番号】** 06(6353)1131(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営企画部長 村 上 研 二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社松村組 東京本店  
(東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期中	第89期中	第90期中	第88期	第89期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	40,682	36,431	24,643	100,157	87,551
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	1,324	232	339	1,085	573
中間(当期)純損失 (百万円)	1,363	656	40,068	25,530	13,961
純資産額 (百万円)	10,009	10,951	41,913	11,608	2,353
総資産額 (百万円)	148,389	109,244	42,664	115,120	85,821
1株当たり純資産額 (円)	166.87	250.87	1,132.31	239.92	472.70
1株当たり中間(当期) 純損失 (円)	22.72	10.94	668.05	425.61	232.76
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	6.7	10.0	98.2	10.1	2.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,632	2,303	1,559	2,181	4,310
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,082	419	520	3,822	3,699
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,587	4,153	2,453	1,700	6,676
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	3,990	6,161	1,726	3,891	5,225
従業員数 (人)	1,085	888	731	963	801
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	40,374	36,179	24,540	99,568	87,042
経常利益又は 経常損失( ) (百万円)	1,361	260	383	1,029	552
中間(当期)純損失 (百万円)	1,383	677	40,137	24,775	15,454
資本金 (百万円)	3,000	13,030	13,030	16,000	13,030
発行済株式総数 (千株)	普通株式 60,000 優先株式	普通株式 60,000 優先株式 52,000	普通株式 60,000 優先株式 52,000	普通株式 60,000 優先株式 52,000	普通株式 60,000 優先株式 52,000
純資産額 (百万円)	11,094	12,791	42,124	13,468	1,986
総資産額 (百万円)	147,206	108,846	42,417	114,699	83,958
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	7.5	11.8	99.3	11.7	2.4
従業員数 (人)	1,033	836	707	912	757

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第89期中、第90期中、第88期及び第89期は、中間(当期)純損失が計上されているため、また、第88期中は、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 提出会社の経営指標等の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略している。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 3 【関係会社の状況】

連結子会社でありゴルフ場を経営している(株)豊富ゴルフ場は、平成17年6月13日に民事再生手続開始の申立てを行った。当グループは、(株)豊富ゴルフ場を今後支援する意思はなく、有効な支配従属関係がなくなったため、当中間連結会計期間において、連結子会社から除外している。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成17年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	654
不動産事業	12
その他の事業	24
全社(共通)	41
合計	731

(注) 従業員数は就業人員数(当グループからグループ外への出向者を除く。)である。

### (2) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(人)	707
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く。)である。

### (3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

## 第2 【事業の状況】

以下、「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善による設備投資の増加や雇用情勢の改善に支えられた個人消費に増加傾向が見られるなど、概ね緩やかな回復基調で推移した。

当グループの主たる事業である建設業を取巻く環境は、民間設備投資の増加が続き、住宅建設も底堅く推移するなど、回復基調にあるものの、国・地方公共団体の厳しい財政状況を反映した公共投資は減少傾向が続いており、受注環境は厳しい状況が続いた。

このような状況下のもと、当グループにおいては当社が平成17年5月5日に民事再生手続開始の申立てを行い同年5月9日に民事再生手続開始決定を受け、現在民事再生の過程にある。

当中間連結会計期間の売上高は、完成工事高で233億5千8百万円(前年同期比33.5%減)、不動産事業等売上高で12億8千5百万円(前年同期比0.8%減)、合計246億4千3百万円(前年同期比32.4%減)となった。

利益については、完成工事利益は減少したものの、不動産事業等総利益は微増・販売費及び一般管理費の減少と営業外費用の減少により、経常損失3億3千9百万円(前年同期比46.1%増)になった。特別損益については、民事再生の手続に伴い、貸倒損失31億7百万円、たな卸不動産評価損135億7千2百万円、固定資産評価損168億2百万円、未成工事支出金評価損35億6千3百万円、退職給付数理計算上の差異償却16億8千6百万円等、特別損失合計として409億3千4百万円(前年同期比5,629.2%増)を計上し、中間純損失として400億6千8百万円(前年同期比6,006.5%増)を計上することとなった。

なお、事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりである。

#### (建設事業)

受注高については、民事再生手続の過程にある当社の信用は大きく低下し、178億8千万円(単体ベース、前年同期比55.6%減)となった。完成工事高は233億5千8百万円(連結ベース、前年同期比33.5%減)、営業損失は9億5千6百万円(連結ベース、前年同期比136.2%増)となった。

なお、当グループの売上高は、通常の営業形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。ちなみに、当中間連結会計期間の完成工事高は233億5千8百万円であったが、前連結会計年度における完成工事高は848億2千1百万円である。

#### (不動産事業)

売上高は11億5千5百万円(連結ベース、前年同期比13.7%増)となった。利益については営業利益で2億5千6百万円(連結ベース、前年同期比9.9%減)となった。

#### (その他の事業)

平成17年6月13日に民事再生手続開始の申立てを行った(株)豊富ゴルフ場を連結子会社から除外したため売上高は1億2千9百万円(連結ベース、前年同期比53.8%減)、営業損失2千9百万円(連結ベース、前年同期比30.6%減)となった。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前年同期と比べ44億3千4百万円(72.0%)減少し、17億2千6百万円となった。

各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの主要因は、以下のとおりである。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローについては、税金等調整前中間純損失が398億1千4百万円となったものの、たな卸不動産評価損135億7千2百万円計上したことや固定資産評価損を計上したことにより15億5千9百万円と前年同期と比べ7億4千4百万円(32.3%)の増加となった。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有形固定資産の売却等により5億2千万円と前年同期と比べ1億円(24.0%)の増加となった。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローについては、借入金の返済により、24億5千3百万円と前年同期と比べ66億6百万円(159.1%)の減少となった。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 受注実績

区分	当中間連結会計期間(百万円)	前年同期比(%)
建設事業	17,880	44.4
合計	17,880	44.4

### (2) 売上実績

区分	当中間連結会計期間(百万円)	前年同期比(%)
建設事業	23,358	66.5
不動産事業	1,155	113.7
その他の事業	129	46.2
合計	24,643	67.6

(注) 1 当連結企業集団では建設事業以外は受注生産を行っていない。

2 当連結企業集団では生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

#### 建設業における受注工事高及び施工高の状況

##### 受注工事高、完成工事高、繰越工事高及び施工高

項目	工事別	前期繰越工事高(百万円)	期中受注工事高(百万円)	計(百万円)	期中完成工事高(百万円)	期末繰越工事高			期中施工高(百万円)
						手持工事高(百万円)	手持工事高のうち施工高(%)	手持工事高のうち施工高(百万円)	
前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	建築	72,247	34,273	106,520	30,121	76,399	5.6	4,277	32,190
	土木	14,118	6,041	20,159	5,014	15,145	4.5	675	5,489
	計	86,366	40,314	126,680	35,135	91,544	5.4	4,952	37,679
当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	建築	54,122	16,124	70,247	20,621	49,626	15.1	7,510	25,196
	土木	11,485	1,755	13,240	2,736	10,503	23.8	2,499	4,989
	計	65,607	17,880	83,488	23,358	60,129	16.6	10,010	30,185
前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	建築	72,247	64,400	136,648	72,297	(64,350) 54,122	5.4	2,935	73,025
	土木	14,118	9,890	24,009	12,523	(11,485) 11,485	2.2	247	12,571
	計	86,366	74,291	160,657	84,821	(75,835) 65,607	4.9	3,183	85,596

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注工事高にその増減額を含む。したがって期中完成工事高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越工事高の施工高は、支出金により手持工事高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は、(期中完成工事高 + 期末繰越施工高 - 前期末繰越施工高)に一致する。なお、前事業年度手持工事高下段表示額は、平成17年5月5日に民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、中止となった工事及び低採算見込となる工事を繰越工事高から除いており、その額は建築工事10,228百万円である。

完成工事高

期別	区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
前中間会計期間 自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日	建築工事	3,347	26,774	30,121
	土木工事	3,774	1,239	5,014
	計	7,121	28,013	35,135
当中間会計期間 自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日	建築工事	1,966	18,654	20,621
	土木工事	1,264	1,472	2,736
	計	3,230	20,127	23,358

- (注) 1 前中間会計期間の完成工事のうち請負金額 6 億円以上の主なもの
- 株式会社ユニコム
    - ・ 那覇新都心複合店舗新築工事
    - ・ 阿倍野 A 1 地区第 2 種市街地再開発事業 A 3 棟建設工事
  - 株式会社地建
    - ・ (仮称)アーバンシティ三島南町新築工事
  - 株式会社ジョイント・コーポレーション
    - ・ (仮称)下目黒 2 丁目計画
  - 医療法人竜仁会
    - ・ (仮称)介護老人保健施設「けやきの郷」新築工事
- 2 当中間会計期間の完成工事のうち請負金額 4 億円以上の主なもの
- 大阪赤十字病院
    - ・ 大阪赤十字病院第 1 期後半(新本館)建築主体工事
  - 株式会社ホクビー
    - ・ ホクビー石狩新港工場増築工事
  - 有限会社フェスタ・プロパティーズ P C
    - ・ フェスタ宇土店増改築工事
  - 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
    - ・ 高エネ研(東海)大強度陽子加速器施設第 3 電源棟新営工事
  - 森ビル株式会社
    - ・ アーク森ビルリニューアル計画建築工事

手持工事高(平成17年 9月30日)

区分	官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	計 (百万円)
建築工事	13,245	36,380	49,626
土木工事	8,016	2,487	10,503
計	21,261	38,868	60,129

- (注) 手持工事のうち請負金額10億円以上の主なもの
- 文部科学省
    - ・ 新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)新営工事
  - 東京防衛施設局
    - ・ 市ヶ谷庁舎新設建築工事
  - 大阪市交通局
    - ・ 高速電気軌道第 8 号線緑橋停留場第 4 号線地下連絡通路工事
  - 日本道路公団静岡建設局
    - ・ 第二東名高速道路静岡インターチェンジ橋(下部工)西工事
  - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
    - ・ 北幹、飯山 T (板倉)他 1

### 3 【対処すべき課題】

前連結会計年度に当グループの課題として掲げた当社の民事再生手続の遂行状況は、平成17年9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、平成17年11月14日に大阪地方裁判所より再生計画の認可決定を受けている。

再生計画の要旨は、以下のとおりである。

(再生計画の要旨)

- 1 普通株式及び優先株式全てについて無償減資を実施すると共に、スポンサーである株式会社サクセス・プロより新たに出資を受ける。
- 2 再生債権については、再生計画認可の決定が確定した日に、開始決定日以降に発生した利息・損害金の全部並びに元本及び開始決定日の前日までに発生した利息・損害金を合計した額に以下の免除率を乗じて算出した額の免除を受ける。

債権額	免除率
100万円以下の部分	0%
100万円を超え、1,000万円以下の部分	97%
1,000万円を超え、2億円以下の部分	98.5%
2億円を超える部分	99.25%

- 3 別除権付再生債権について、別除権付再生債権の不足額が確定した時は、その額について前記2に従った免除を受ける。
- 4 再生債権の弁済については、再生計画認可決定の確定した日から2ヶ月以内一括弁済を行う。

今後は、再生計画に従って一括弁済を実施し、一日でも早く信用回復を図り再建を確かなものとして行く所存である。

### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間における重要な契約は次のとおりである。

スポンサー契約

当社は、平成17年8月12日に株式会社サクセス・プロと、民事再生手続開始の申立てを行った当社の事業再建を目的とした「スポンサー契約書」を締結した。

その内容は、次のとおりである。

- (1) 当社が100%の無償減資を行い、株式会社サクセス・プロが当社の第三者割当増資を引き受ける。
- (2) 当社の弁済原資及び運転資金等の資金繰り支援として株式会社サクセス・プロより融資を受ける。
- (3) 当社が当該増資及び融資によって調達した資金等を配当原資として、再生債権者に対し、本再生計画認可決定の確定後速やかに一括弁済を履行する。

## 5 【研究開発活動】

### (建設事業)

当社は建築、土木両分野の建設事業において、材料開発、設計法、及び施工法に関する研究開発を積極的に行っている。また、近年の建設業に求められている環境問題への対応にも力を入れている。

現在、研究開発は、技術研究所および土木本部でおこなっており、基礎研究、応用研究、開発研究と幅広く推進している。

当中間連結会計期間において研究開発活動に投入した費用総額は27百万円であり、主な研究開発課題、成果は次のとおりである。

#### 1 機構分離鉄筋コンクリート造の研究開発

機構分離鉄筋コンクリート造は、大梁端部主筋の付着力を取除き、地震時の構造性能を向上させた工法である。梁部材の構造実験結果から、スラブ付の梁試験体を作製し、年内の試験実施を予定している。また、建築技術性能証明取得のための書類作成作業を並行して行っている。

#### 2 原位置土壌浄化工法(L & Rジオファイン工法)の早期地盤強度回復法を実用化

L & Rジオファイン工法は、原位置でVOC等により汚染された土壌と還元剤を機械的に強制攪拌し、早期浄化を実現する。その際に地盤強度が低下する欠点を補うため、特殊中性固化剤を使用した早期の地盤強度回復法を開発し、現場施工に適用し良好な成果を収めた。今後、本工法の設計及び施工を本格化する予定である。

#### 3 建屋下での汚染地下水の浄化技術を開発

建屋下で汚染された地下水を原位置で浄化する施工法の開発に取り組み、「水平井戸による循環型地下水浄化工法」を確立した。復水式移流拡散プログラムを開発し、水槽モデル実験による検証を実施中である。

#### 4 拡幅ライナー立坑の開発

推進工事等に用いる立坑築造において、埋設物等を移設することなく、必要な空間を確保できるよう坑内下部を拡幅できる立坑築造法「拡幅ライナー立坑」を開発し、基本実証実験を行った。今後、各種地盤に適用できるよう、現場適用実験を実施する予定である。

#### 5 屋上緑化工法の技術導入

超軽量・省管理型屋上緑化システムの技術の導入に引き続き、屋上庭園の研究を進めている。

#### 6 炭素繊維集成板による構造物の補強工法の用途開発

経年変化による構造耐力不足や荷重増加に伴う補強等に向けた炭素繊維板補強工法の土木分野への用途開発を実施している。

### (不動産事業及びその他の事業)

研究開発活動は特段行われていない。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりである。

##### (1) 売却の計画

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	売却額 (百万円)
当社	本社ビル (大阪市北区)	建設事業	土地・建物	未定
当社	技術研究所 (神戸市北区)	建設事業	土地・建物	未定
当社	札幌松村ビル2号 (札幌市中央区)	建設事業	土地・建物	未定
当社	仙台松村ビル (仙台市青葉区)	建設事業	土地・建物	未定
当社	広島松村ビル (広島市中区)	建設事業	土地・建物	未定
当社	福岡松村ビル (福岡市博多区)	建設事業	土地・建物	未定
当社	天満京町ビル (大阪市中央区)	不動産事業	土地・建物	未定
当社	向日町ビル (京都府向日市)	不動産事業	土地・建物	未定
当社	松村観光ビル (長崎市)	その他の事業	土地・建物	245

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	396,000,000
A種優先株式	52,000,000
計	448,000,000

(注) 定款において「普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式につき消却若しくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。」旨を定めている。

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	60,000,000	60,000,000	非上場・非登録	
第一回A種優先株式	13,000,000	13,000,000	非上場・非登録	(注)1
第二回A種優先株式	13,000,000	13,000,000	非上場・非登録	(注)2
第三回A種優先株式	13,000,000	13,000,000	非上場・非登録	(注)3
第四回A種優先株式	13,000,000	13,000,000	非上場・非登録	(注)4
計	112,000,000	112,000,000		

(注) 1 第一回A種優先株式の内容は次のとおりである。

#### (1) 優先株主配当金

##### (イ) 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下「第一回A種優先配当金」という。)の額は、平成16年3月31日に終了する事業年度に関する配当までは無配とする。

平成17年3月31日に終了する事業年度に関する配当以降は、以下の算式に従い計算される金額とする。第一回A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果第一回A種優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。

当初10年間(平成25年3月31日に終了する事業年度に関する配当まで)：

第一回A種優先配当金 = 500円 × (第一回A種優先配当率 + 0.7%)

11年目以降(平成26年3月31日に終了する事業年度に関する配当から)：

第一回A種優先配当金 = 500円 × (第一回A種優先配当率 + 1.7%)

「第一回A種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日(以下「第一回A種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6か月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、第一回A種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第一回A種優先配当基準日とする。第一回A種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(口)非累積条項

ある事業年度において、第一回A種優先株主又は第一回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第一回A種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ)非参加条項

第一回A種優先株主又は第一回A種優先登録質権者に対しては、第一回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第一回A種優先株主又は第一回A種優先登録質権者に対し、第一回A種優先株式1株につき525円を支払う。

第一回A種優先株主又は第一回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買入消却

当社は、いつでも第一回A種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(4) 償還請求権

第一回A種優先株主は、平成21年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前事業年度の当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において利益から配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する第一回A種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日(その日が日本における銀行の休日にあたる場合は、その前営業日とする。)を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号のA種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号のA種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号のA種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第一回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第一回A種優先株式1株につき500円に償還請求のあった第一回A種優先株式の第一回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)を加算した額とする。

(5) 議決権

第一回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、第一回A種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 転換予約権

(イ)転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(ロ)転換の条件

第一回A種優先株式は、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、第一回A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

49円(平成16年2月1日から平成16年2月29日までの株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の平均値の95%相当額(円位未満を四捨五入))

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成22年4月1日から平成25年4月1日まで、毎年4月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限転換価額をもって、当初転換価額の120%に相当する額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額は、第一回A種優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には、以下の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後転換価額」という。)。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(八) 転換により発行すべき普通株式数

第一回A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回A種優先株主が転換請求のために提出した第一回A種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(二) 転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書及び第一回A種優先株券が前記(ホ)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(8) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第一回A種優先株式を、平成26年4月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「第一回A種優先株式強制転換日」という。)において、取締役会決議により、第一回A種優先株式1株の発行価額を第一回A種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下、「第一回A種優先株式強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、第一回A種優先株式強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとする。

上記の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第一回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換請求又は強制転換がなされた日の属する事業年度の期初において転換があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 優先順位

株式会社松村組第一回A種優先株式、株式会社松村組第二回A種優先株式、株式会社松村組第三回A種優先株式及び株式会社松村組第四回A種優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

2 第二回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先株主配当金

(イ) 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下「第二回A種優先配当金」という。)の額は、平成16年3月31日に終了する事業年度に関する配当までは無配とする。

平成17年3月31日に終了する事業年度に関する配当以降は、以下の算式に従い計算される金額とする。第二回A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果第二回A種優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。

当初10年間(平成25年3月31日に終了する事業年度に関する配当まで)：

第二回A種優先配当金 = 500円 × (第二回A種優先配当率 + 0.9%)

11年目以降(平成26年3月31日に終了する事業年度に関する配当から)：

第二回A種優先配当金 = 500円 × (第二回A種優先配当率 + 1.9%)

「第二回A種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日(以下「第二回A種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6か月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、第二回A種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第二回A種優先配当基準日とする。第二回A種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、第二回A種優先株主又は第二回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第二回A種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

第二回A種優先株主又は第二回A種優先登録質権者に対しては、第二回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第二回A種優先株主又は第二回A種優先登録質権者に対し、第二回A種優先株式1株につき525円を支払う。

第二回A種優先株主又は第二回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買入消却

当社は、いつでも第二回A種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(4) 償還請求権

第二回A種優先株主は、平成21年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前事業年度の当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において利益から配当し又は支払うものと定めた額を控除した額を限度として、その保有する第二回A種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日(その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。)を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号のA種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号のA種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号のA種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第二回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第二回A種優先株式1株につき500円に償還請求のあった第二回A種優先株式の第二回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)を加算した額とする。

(5) 議決権

第二回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、第二回A種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 転換予約権

(イ) 転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成26年7月1日から平成36年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

第二回A種優先株式は、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、第二回A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

49円(平成16年2月1日から平成16年2月29日までの株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の平均値の95%相当額(円位未満を四捨五入))

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成27年4月1日から平成35年4月1日まで、毎年4月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限転換価額をもって、当初転換価額の120%に相当する額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額は、第二回A種優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には、以下の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後転換価額」という。)。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(ハ) 転換により発行すべき普通株式数

第二回A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回A種優先株主が転換請求のために提出した第二回A種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(ニ) 転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書及び第二回A種優先株券が前記(ホ)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(8) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第二回A種優先株式を、平成36年4月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「第二回A種優先株式強制転換日」という。)において、取締役会決議により、第二回A種優先株式1株の発行価額を第二回A種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下、「第二回A種優先株式強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、第二回A種優先株式強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとする。

上記の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第二回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換請求又は強制転換がなされた日の属する事業年度の期初において転換があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 優先順位

株式会社松村組第一回A種優先株式、株式会社松村組第二回A種優先株式、株式会社松村組第三回A種優先株式及び株式会社松村組第四回A種優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

3 第三回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先株主配当金

(イ) 優先配当金の額

ある事業年度に関する1株当たりの優先配当金(以下「第三回A種優先配当金」という。)の額は、平成16年3月31日に終了する事業年度に関する配当までは無配とする。

平成17年3月31日に終了する事業年度に関する配当以降は、以下の算式に従い計算される金額とする。第三回A種優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果第三回A種優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。

当初10年間(平成25年3月31日に終了する事業年度に関する配当まで)：

第三回A種優先配当金 = 500円 × (第三回A種優先配当率 + 1.1%)

11年目以降(平成26年3月31日に終了する事業年度に関する配当から)：

第三回A種優先配当金 = 500円 × (第三回A種優先配当率 + 2.1%)

「第三回A種優先配当率」とは、当該事業年度の4月1日(以下「第三回A種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円TIBORの平均値をいう。

「日本円TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6か月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、第三回A種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第三回A種優先配当基準日とする。第三回A種優先配当決定基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORとする。

日本円TIBORは、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、第三回A種優先株主又は第三回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第三回A種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

第三回A種優先株主又は第三回A種優先登録質権者に対しては、第三回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第三回A種優先株主又は第三回A種優先登録質権者に対し、第三回A種優先株式1株につき525円を支払う。

第三回A種優先株主又は第三回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買入消却

当社は、いつでも第三回A種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(4) 償還請求権

第三回A種優先株主は、平成21年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前事業年度の当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において利益から配当し又は支払うものと定められた額を控除した額を限度として、その保有する第三回A種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日(その日が日本における銀行の休日にあたるときは、その前営業日とする。)を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号のA種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号のA種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号のA種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第三回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第三回A種優先株式1株につき500円に償還請求のあった第三回A種優先株式の第三回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)を加算した額とする。

(5) 議決権

第三回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第三回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、第三回A種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 転換予約権

(イ) 転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成31年4月1日から平成41年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

第三回A種優先株式は、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、第三回A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

49円(平成16年2月1日から平成16年2月29日までの株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の平均値の95%相当額(円位未満を四捨五入))

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成32年4月1日から平成40年4月1日まで、毎年4月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限転換価額をもって、当初転換価額の120%に相当する額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額は、第三回A種優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には、以下の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後転換価額」という。)。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。



(八) 転換により発行すべき普通株式数

第三回 A 種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第三回 A 種優先株主が転換請求のために提出した第三回 A 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1 株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(二) 転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書及び第三回 A 種優先株券が前記(ホ)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(8) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第三回 A 種優先株式を、平成41年 4 月 1 日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「第三回 A 種優先株式強制転換日」という。)において、取締役会決議により、第三回 A 種優先株式 1 株の発行価額を第三回 A 種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下、「第三回 A 種優先株式強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、第三回 A 種優先株式強制転換価額の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入するものとする。

上記の普通株式数の算出にあたり、1 株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第三回 A 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換請求又は強制転換がなされた日の属する事業年度の期初において転換があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 優先順位

株式会社松村組第一回 A 種優先株式、株式会社松村組第二回 A 種優先株式、株式会社松村組第三回 A 種優先株式及び株式会社松村組第四回 A 種優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

4 第四回 A 種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先株主配当金

(イ) 優先配当金の額

ある事業年度に関する 1 株当たりの優先配当金(以下「第四回 A 種優先配当金」という。)の額は、平成16年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する配当までは無配とする。

平成17年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する配当以降は、以下の算式に従い計算される金額とする。第四回 A 種優先配当金は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。ただし、計算の結果第四回 A 種優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。

当初10年間(平成25年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する配当まで) :

第四回 A 種優先配当金 = 500円 × (第四回 A 種優先配当率 + 1.3%)

11年目以降(平成26年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する配当から) :

第四回 A 種優先配当金 = 500円 × (第四回 A 種優先配当率 + 2.3%)

「第四回 A 種優先配当率」とは、当該事業年度の 4 月 1 日(以下「第四回 A 種優先配当決定基準日」という。)現在におけるそれぞれの日本円 TIBOR の平均値をいう。

「日本円 TIBOR」とは、日本円リファレンス・レート(6 か月物)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、第四回 A 種優先配当決定基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第四回 A 種優先配当基準日とする。第四回 A 種優先配当決定基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円 LIBOR 6 か月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円 TIBOR とする。

日本円 TIBOR は、% 未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

(ロ)非累積条項

ある事業年度において、第四回A種優先株主又は第四回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第四回A種優先配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ)非参加条項

第四回A種優先株主又は第四回A種優先登録質権者に対しては、第四回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第四回A種優先株主又は第四回A種優先登録質権者に対し、第四回A種優先株式1株につき525円を支払う。

第四回A種優先株主又は第四回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 買入消却

当社は、いつでも第四回A種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(4) 償還請求権

第四回A種優先株主は、平成21年以降毎年7月1日から7月20日までの期間において、当社の前事業年度の当期末処分利益に2分の1を乗じた額から、当該前事業年度に関する定時株主総会において利益から配当し又は支払うものと定められた額を控除した額を限度として、その保有する第四回A種優先株式の全部又は一部の償還請求をすることができ、当社は、当該償還請求があった年の8月31日(その日が日本における銀行の休日にあたる場合は、その前営業日とする。)を償還日として、法令の定めに従い償還する。

前記限度額を超えて各回号のA種優先株主からの償還請求があった場合、前記限度額を償還請求があった各回号のA種優先株式の発行価額総額に応じて按分比例した金額を当該各回号のA種優先株式の償還限度額とし、償還すべき第四回A種優先株式は当該償還限度額の範囲内で抽選その他の方法により決定する。

償還価額は、第四回A種優先株式1株につき500円に償還請求のあった第四回A種優先株式の第四回A種優先配当金の額を償還日の属する事業年度の初日から償還日までの日数(初日及び償還日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)を加算した額とする。

(5) 議決権

第四回A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第四回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

当社は、第四回A種優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(7) 転換予約権

(イ)転換を請求し得べき期間

転換を請求し得べき期間は、平成36年4月1日から平成46年3月31日までとする。

(ロ)転換の条件

第四回A種優先株式は、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、第四回A種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

49円(平成16年2月1日から平成16年2月29日までの株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値の平均値の95%相当額(円位未満を四捨五入))

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成37年4月1日から平成45年4月1日まで、毎年4月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を下回る場合には下限転換価額をもって、当初転換価額の120%に相当する額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(c)により調整される。以下同じ。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額は、第四回A種優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、その他一定の場合には、以下の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される(以下「調整後転換価額」という。)。調整後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。

(八) 転換により発行すべき普通株式数

第四回A種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第四回A種優先株主が転換請求のために提出した第四回A種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(二) 転換の請求により発行する株式の内容

当社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書及び第四回A種優先株券が前記(ホ)に記載する転換請求受付場所の営業時間内に転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(8) 強制転換

当社は、転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第四回A種優先株式を、平成46年4月1日以降の日で取締役会決議で定める日(以下「第四回A種優先株式強制転換日」という。)において、取締役会決議により、第四回A種優先株式1株の発行価額を第四回A種優先株式強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)の95%に相当する額(以下、「第四回A種優先株式強制転換価額」という。)で除して得られる数の普通株式に強制転換することができる。ただし、第四回A種優先株式強制転換価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入するものとする。

上記の普通株式数の算出にあたり、1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(9) 期中転換又は強制転換があった場合の取扱い

第四回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換請求又は強制転換がなされた日の属する事業年度の期初において転換があったものとみなしてこれを支払う。

(10) 優先順位

株式会社松村組第一回A種優先株式、株式会社松村組第二回A種優先株式、株式会社松村組第三回A種優先株式及び株式会社松村組第四回A種優先株式の優先配当金及び残余財産の支払順位は、それぞれ同順位とする。

5 普通株式は、大阪証券取引所市場第一部及び札幌証券取引所に上場していたが、平成17年6月6日両市場とも上場廃止となった。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年6月30日 (注) 1		112,000,000		13,030	13,000	

(注) 第89期定時株主総会における損失処理によるものである。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
松和土地株式会社	大阪市北区東天満 1 丁目10番20号	9,749	16.25
満松興産株式会社	大阪市中央区天満橋京町 2 番13号	3,323	5.54
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 番 2 号	2,989	4.98
株式会社松村組工作所	大阪市城東区古市 1 丁目11番 8 号	1,605	2.68
杉 田 正 則	山梨県都留市田野倉1752番地	1,593	2.66
松 村 雄 吾	兵庫県宝塚市南口 1 丁目 3 番16号	1,061	1.77
納 家 健 一	神奈川県逗子市逗子 2 丁目 2 番 5 号	1,052	1.75
山 本 洙 烈	大阪市西淀川区中島 1 丁目 9 番 5 号	1,000	1.67
石 井 顕	岡山県倉敷市笹沖616番74号	1,000	1.67
福昌開発株式会社	大阪市中央区天満橋京町 2 番13号	939	1.57
計		24,312	40.52

A種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 番 2 号	52,000	100.00
計		52,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 52,000,000		「1株式等の状況」「(1)株式の総数等」「発行済株式」の脚注参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,806,000	59,806	
単元未満株式	普通株式 172,000		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	112,000,000		
総株主の議決権		59,806	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が955,000株(議決権955個)含まれている。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社松村組	大阪市北区東天満1丁目 10番20号	22,000		22,000	0.0
計		22,000		22,000	0.0

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	136	114	3			
最低(円)	111	3	1			

(注) 1 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものである。

2 大阪証券取引所市場第一部における普通株式は、平成17年6月6日付で上場廃止となったことに伴い、7月以降の月別最高・最低株価は記載していない。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりである。

#### (1) 新任役員

該当事項なし

#### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	建築本部長	小林英樹	平成17年6月30日
常務取締役	社長室長	池田清	平成17年9月30日

#### (3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役専務取締役 建築・土木事業担当	代表取締役専務取締役 東京本店長 建築・土木事業担当	福西延招	平成17年11月1日
常務取締役	常務取締役 大阪本店長	亀岡秀郎	平成17年11月1日
取締役	取締役 東京本店支配人	田中款治	平成17年11月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

### 2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、有恒監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
現金預金	2	6,671		1,726		5,342		
受取手形・完成 工事未収入金等	2	36,395		15,497		30,752		
未成工事 支出金等		4,863		7,498		3,225		
たな卸不動産	2	7,556		2,359		7,200		
繰延税金資産		2,715						
その他		5,032		3,096		3,648		
貸倒引当金		508		2,139		7,346		
流動資産 合計		62,726	57.4	28,037	65.7	42,823	49.9	
固定資産								
1 有形固定資産	1							
建物	2	12,709		4,837		11,892		
土地	2	18,847		6,686		16,805		
その他	2	1,442	32,998	85	11,608	1,436	30,134	
2 無形固定資産			285		131		285	
3 投資その他の 資産								
投資有価証券	2	938		388		924		
長期貸付金		8,453		492		8,486		
再評価に係る 繰延税金資産						253		
長期未収入金		18,278		9,049		18,224		
その他	2	5,332		2,812		4,615		
貸倒引当金		19,768	13,233	9,855	2,886	19,924	12,578	
固定資産 合計			46,518	42.6	14,626	34.3	42,997	50.1
資産合計			109,244	100.0		42,664	100.0	



区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形・ 工事未払金等		25,491		5,889		25,477	
短期借入金	2	58,136				44,389	
未成工事受入金		5,428		5,901		4,788	
完成工事補償 引当金		63		249		87	
受注工事 損失引当金						118	
その他	2	3,581		3,406		4,796	
流動負債合計		92,701	84.9	15,447	36.2	79,657	92.8
固定負債							
長期借入金	2	576				1,243	
再生債務	2 5			64,267			
土地再評価に 係る繰延税金 負債		443					
退職給付引当金		1,022		4,853		3,681	
関係会社事業 損失引当金		112				183	
その他	2	3,436		10		3,408	
固定負債合計		5,591	5.1	69,130	162.0	8,516	9.9
負債合計		98,292	90.0	84,577	198.2	88,174	102.7
(少数株主持分)							
少数株主持分							
(資本の部)							
資本金		13,030	11.9	13,030	30.5	13,030	15.2
資本剰余金		15,970	14.6			15,970	18.6
利益剰余金		18,695	17.1	54,941	128.8	30,982	36.1
土地再評価差額金		647	0.6			370	0.4
その他有価証券 評価差額金		0	0.0	0	0.0	0	0.0
自己株式		0	0.0	1	0.0	1	0.0
資本合計		10,951	10.0	41,913	98.2	2,353	2.7
負債、少数株主 持分及び 資本合計		109,244	100.0	42,664	100.0	85,821	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		36,431	100.0	24,643	100.0	87,551	100.0
売上原価		34,685	95.2	22,914	93.0	83,894	95.8
売上総利益		1,746	4.8	1,729	7.0	3,657	4.2
販売費及び 一般管理費	1	2,338	6.4	2,117	8.6	4,526	5.2
営業損失		592	1.6	388	1.6	869	1.0
営業外収益							
受取利息		76		68		150	
持分法による 投資利益		64		73		49	
債権売却益		620				620	
その他		108	869	69	211	240	1,060
営業外費用							
支払利息		399		89		718	
その他		109	509	73	162	46	764
経常損失			232		339		573
特別利益							
前期損益修正益	2	109		292		123	
固定資産売却益	3	23		105		1,199	
投資有価証券 売却益				98			
債務買戻益						2,250	
貸倒引当金 戻入益		110		962			
その他特別利益		49	293	0	1,459		3,573
特別損失							
前期損益修正損	4	305		465		1,343	
固定資産売却損	5	44		0		168	
投資有価証券 評価損				500			
役員退職金		63				82	
貸倒引当金 繰入額						6,882	
貸倒損失				3,107		124	
たな卸不動産 評価損				13,572		1,488	
固定資産 評価損	7			16,802			
ゴルフ会員権等 評価損	6	2		167		4	
投資不動産 評価損				875			
未成工事支出金 評価損	8			3,563			
経営構造改善 損失						516	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
先行工事清算損 関係会社事業 損失引当金 繰入額	9	219				219				
退職給付会計 基準変更時 差異等償却						70				
退職給付数理 計算上の差異 償却				1,686		2,833				
特別工事損失						753				
土地買戻損失						49				
その他特別損失		79	714	2.0	192	40,934	166.1	243	14,779	16.9
税金等調整前 中間(当期) 純損失			653	1.8		39,814	161.6		11,779	13.5
法人税、住民税 及び事業税		3			253			160		
法人税等調整額			3	0.0		253	1.0	2,021	2,181	2.5
中間(当期) 純損失			656	1.8		40,068	162.6		13,961	15.9

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			13,018		15,970		13,018
資本剰余金増加高							
減資による 資本剰余金増加高		2,970	2,970			2,970	2,970
資本剰余金減少高							
欠損填補のための取崩高		18	18	15,970	15,970	18	18
資本剰余金 中間期末(期末)残高			15,970				15,970
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			18,060		30,982		18,060
利益剰余金増加高							
資本剰余金取崩による 増加高		18		15,970		18	
連結子会社減少に伴う 増加高				509			
土地再評価差額金取崩額		2	21		16,479	1,020	1,038
利益剰余金減少高							
中間(当期)純損失		656		40,068		13,961	
土地再評価差額金取崩額			656	370	40,438		13,961
利益剰余金 中間期末(期末)残高			18,695		54,941		30,982

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純損失		653	39,814	11,779
減価償却費		257	167	492
貸倒引当金の増加・ 減少( )額		110	953	6,882
退職給付引当金の増加・ 減少( )額		517	1,178	2,141
有価証券及び 投資有価証券評価損			500	
有価証券及び投資有価証券 売却損・益( )			98	
たな卸不動産評価損			13,572	
固定資産評価損			16,802	
受取利息及び受取配当金		84	68	161
支払利息		399	89	718
貸倒損失			3,107	
売上債権の増加( )・ 減少額		9,688	8,282	15,281
未成工事支出金の 増加( )・減少額		2,116	7,705	477
たな卸資産の 増加( )・減少額		81	37	314
仕入債務の増加・ 減少( )額		9,220	142	9,234
未成工事受入金の増加・ 減少( )額		541	1,113	98
その他		269	2,251	469
小計		2,167	1,396	4,547
利息及び配当金の受取額		299	53	595
利息の支払額		320	31	716
法人税等の支払額		116	184	116
営業活動による キャッシュ・フロー		2,303	1,559	4,310
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による 支出		11	19	44
有形固定資産の売却による 収入		280	196	3,282
投資有価証券の取得による 支出		1		2
投資有価証券の売却による 収入			119	
貸付けによる支出		68	0	82
貸付金の回収による収入		192	30	198
その他の収入・支出( )		28	192	347
投資活動による キャッシュ・フロー		419	520	3,699

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増加・ 減少( )額		5,492	2,446	3,582
長期借入れによる収入				1,308
長期借入金の返済による 支出		1,337	7	4,401
自己株式の取得による支出		0		0
配当金の支払額		0		0
財務活動による キャッシュ・フロー		4,153	2,453	6,676
現金及び現金同等物に係る 換算差額		0	0	0
現金及び現金同等物の増加・ 減少( )額		2,269	3,492	1,334
連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少額			7	
現金及び現金同等物の 期首残高		3,891	5,225	3,891
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		6,161	1,726	5,225

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況		<p>当社は、平成17年5月5日に大阪地方裁判所に民事再生手続の申立てを行い、平成17年5月9日に民事再生手続の開始決定を受けている。また当グループは、当中間連結会計期間において、固定資産評価損16,802百万円、たな卸不動産評価損13,572百万円、未成工事支出金評価損3,563百万円等の民事再生手続に関連する特別損失を計上したことにより、41,913百万円の債務超過となっている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義が存在している。</p> <p>当社は、平成17年9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、平成17年11月14日に大阪地方裁判所より認可決定を受けている。再生計画は、スポンサーから拠出される金額を配当原資とした早期一括弁済を行うことを前提として作成しており、認可決定の確定した日に、開始決定日以降に発生した利息・損害金の全部並びに元本及び開始決定日の前日までに発生した利息・損害金を合計した額に免除率を乗じて算出した額の免除を受ける内容となっている。なお、別除権付再生債権については、不足額が確定した時に同じ計算により債務免除益が計上され、財務体質の改善が図られる計画である。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。</p>	<p>当グループは、当連結会計年度において営業損失869百万円、経常損失573百万円、当期純損失13,961百万円を計上し6期連続して当期純損失となった。また、その結果、2,353百万円の債務超過に至っている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義が存在している。</p> <p>当グループは、長引く建設投資の冷え込みから受注減少に歯止めがかからず、一方で大手ゼネコン、中小業者をまじえた激しい競争から、前期以前において受注した工事に不採算工事が含まれていたこと、また、学校法人大阪経済法律学園との土地売買代金請求訴訟の第二審において逆転敗訴し50億円を超える特別損失を計上するに至ったことから、大幅な業績修正を行わざるを得なくなり、結果、信用不安が発生し、必要な運転資金の調達が著しく困難にならざるを得ない状況となった。その結果、当社は平成17年5月9日決済予定の債務を弁済する見込みが立たず、もはや法的手続きをとらずして再建することは著しく困難であるとの判断をし、平成17年5月5日民事再生手続開始の申立てを行った。民事再生手続開始の申立てをしたことを受け、関係会社に対する債権の回収可能性等について民事再生手続申立ての影響を反映させた引当金の計上を行うとともに、退職給付引当金の計上基準の見直し等を行った結果、13,961百万円の当期純損失が計上され、その結果、2,353百万円の債務超過となった。</p> <p>平成17年5月9日に民事再生手続の開始決定を受け、今後は、再生計画案を平成17年9月15日の期限までに策定することになるが、現時点ではその内容は未確定である。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社数 2社 連結子会社名 松村観光(株) (株)豊富ゴルフ場</p> <p>非連結子会社名 常陸土地(株) 緑土開発工業(株) (非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>	<p>連結子会社数 1社 連結子会社名 松村観光(株) 前連結会計年度において、連結子会社であった(株)豊富ゴルフ場は平成17年6月13日に民事再生手続の申立てを行い、今後当グループとして支援する意思はなく、有効な支配従属関係がなくなったため、連結の範囲から除いている。</p> <p>非連結子会社名 (株)豊富ゴルフ場 常陸土地(株) 緑土開発工業(株) (非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>連結子会社数 2社 連結子会社名 松村観光(株) (株)豊富ゴルフ場</p> <p>非連結子会社名 常陸土地(株) 緑土開発工業(株) (非連結子会社について連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 1社 持分法適用会社名 (株)エヌエムライフ 持分法非適用の非連結子会社名 常陸土地(株) 緑土開発工業(株)</p> <p>持分法非適用の関連会社名 (株)エムデイ 上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p> <p>持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 持分法適用会社の中間決算日は中間連結決算日と異なっているが、当該会社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用している。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 同左 持分法適用会社名 同左 持分法非適用の非連結子会社名 (株)豊富ゴルフ場 常陸土地(株) 緑土開発工業(株)</p> <p>持分法非適用の関連会社名 同左 同左</p> <p>持分法適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項 同左</p>	<p>持分法適用の関連会社数 同左 持分法適用会社名 同左 持分法非適用の非連結子会社名 常陸土地(株) 緑土開発工業(株)</p> <p>持分法非適用の関連会社名 同左 上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は中間連結財務諸表提出会社と同一である。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社の決算日は連結財務諸表提出会社と同一である。</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 株式については中間決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 未成工事支出金 個別法による原価法 たな卸不動産 個別法による原価法 その他のたな卸資産 移動平均法による原価法</p> <p>有形固定資産 建物 定額法 ただし、松村観光(株)は定率法。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 建物附属設備、構築物 定率法 ただし、(株)豊富ゴルフ場は定額法。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 たな卸不動産 同左 その他のたな卸資産 同左</p> <p>平成17年9月15日に大阪地方裁判所に提出した再生計画案における権利変更の前提となる資産の評価を考慮し、有価証券、たな卸資産、有形固定資産、投資その他の資産等について評価損の計上を行っている。</p> <p>有形固定資産 建物 同左 同左</p> <p>建物附属設備、構築物 同左</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 その他有価証券 時価のあるもの 株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金 同左 たな卸不動産 同左 その他のたな卸資産 同左</p> <p>有形固定資産 建物 同左 同左</p> <p>建物附属設備、構築物 同左 ただし、(株)豊富ゴルフ場は定額法。なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>その他 定率法 なお、耐用年数及び残 存価額については法人 税法に規定する方法と 同一の基準によってい る。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェア については、社内におけ る利用可能期間(5年)に 基づく定額法</p> <p>投資その他の資産 長期前払費用 定額法</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に 備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上して いる。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保 の費用に備えるため、当 中間連結会計期間末に至 る1年間の完成工事高に 対し、将来の見積補償額 に基づいて計上してい る。</p>	<p>その他 同左 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>投資その他の資産 長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に 備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上して いる。また、平成17年9 月15日に大阪地方裁判所 に提出した再生計画案に おける権利変更の前提と なる資産の評価を考慮し た貸倒引当金の計上を行 っている。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p>	<p>機械装置、車両運搬具、 工具器具備品 定率法 なお、耐用年数及び残 存価額については法人 税法に規定する方法と 同一の基準によってい る。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>投資その他の資産 長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に 備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に 回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上して いる。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保 の費用に備えるため、当 連結会計年度の完成工事 高に対し、将来の見積補 償額に基づいて計上して いる。</p> <p>受注工事損失引当金 受注工事の損失発生に備 えるため、当連結会計年 度末手持工事のうち、損 失の発生が見込まれ、か つ金額を合理的に見積も ることのできる工事につ いて、損失見込額を計上 している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしている。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。なお、当社は、当中間連結会計期間において退職金制度の改定を行ったため、過去勤務債務(債務の減額)4,302百万円が発生している。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、民事再生手続の開始決定を受けたことにより、平均残存勤務年数等の基礎数値を見直した結果発生した数理計算上の差異1,686百万円全額を一時に費用処理し特別損失に計上している。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、当社は当連結会計年度において退職金制度の改定を行ったため、過去勤務債務(債務の減額)4,302百万円が発生している。当社は、会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理し、また数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理し、さらに過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理していたが、当社は民事再生手続の開始決定を受けたことにより、会計基準変更時差異、数理計算上の差異及び過去勤務債務について、今後、平均残存勤務期間等繰延計算の前提となる基礎数値に大きな変動が見込まれることから、将来の長期間にわたり未認識の状態が継続することは不適切と判断し、2,833百万円全額を一時に費用処理し特別損失に計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上している。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	同左	<p>関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上している。</p> <p>同左</p>
(5) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 完成工事高の計上は原則として工事完成基準によっているが、長期工事(工期1年超)については、工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によるものは次のとおりである。 完成工事高 16,521百万円</p>	<p>完成工事高の計上基準 完成工事高の計上は原則として工事完成基準によっているが、長期工事(工期1年超、請負金額10億円以上)については、工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によるものは次のとおりである。 完成工事高 6,712百万円 (会計処理の変更) 従来、工事期間が1年超の長期請負工事は工事進行基準により収益を計上していたが、当中間連結会計期間から1年超かつ10億円以上の長期請負工事について工事進行基準により収益を計上する方法に変更した。この変更は、当社の民事再生計画において、平成18年3月までに従来の資本については100%減資が行われ、その後の増資により㈱サクセス・プロの100%子会社となるため、当連結会計年度末において、㈱サクセス・プロの企業集団における適切な経営成績やキャッシュ・フローの状況開示の必要性から、同企業集団の他の建設業を営む会社との会計処理の統一を図ることが予定されており、中間年度の首尾一貫性を保持するために当中間連結会計期間から工事進行基準の適用条件を変更したものである。なお、当該変更が損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>完成工事高の計上基準 完成工事高の計上は原則として工事完成基準によっているが、長期工事(工期1年超)については、工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によるものは次のとおりである。 完成工事高 33,777百万円</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に 相当する額の会計処理 は、税抜方式によってい る。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
5 中間連結キャッシ ュ・フロー計算書 (連結キャッシ ュ・フロー計算 書)における資金 の範囲	中間連結キャッシュ・フロ ー計算書における資金(現 金及び現金同等物)は、手 許現金、随時引き出し可能 な預金及び容易に換金可能 であり、かつ、価値の変動 について僅少なりリスクしか 負わない取得日から3ヵ月 以内に償還期限の到来する 短期投資からなる。	同左	連結キャッシュ・フロー計 算書における資金(現金及 び現金同等物)は、手許現 金、随時引き出し可能な預 金及び容易に換金可能であ り、かつ、価値の変動につ いて僅少なりリスクしか負わ ない取得日から3ヵ月以内 に償還期限の到来する短期 投資からなる。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>「営業外受取手形」は、前中間連結会計期間まで「受取手形・完成工事未収入金等」に含めて表示していたが、資産の総額の100分の1を超えているため、当中間連結会計期間より流動資産の「その他」に含めて表示している。なお、前中間連結会計期間末は「受取手形・完成工事未収入金等」に1,644百万円含まれている。</p> <p>「長期未収入金」は、前中間連結会計期間まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示していたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記した。なお、前中間連結会計期間末は投資その他の資産の「その他」に1,538百万円含まれている。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(法人事業税における外形標準課税部分の中間連結損益計算書上の表示方法)</p> <p>法人事業税の外形標準課税制度が平成16年4月1日以後に開始する連結会計年度から導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から法人事業税の付加価値割及び資本割については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(実務対応報告第12号)に基づき、販売費及び一般管理費に計上している。この結果、販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失は44百万円がそれぞれ増加している。</p> <p>(法人事業税における外形標準課税部分の連結損益計算書上の表示方法)</p> <p>法人事業税の外形標準課税制度が平成16年4月1日以後に開始する連結会計年度から導入されたことに伴い、当連結会計年度から法人事業税の付加価値割及び資本割については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(実務対応報告第12号)に基づき、販売費及び一般管理費に計上している。この結果、販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失及び税金等調整前純損失は83百万円がそれぞれ増加している。</p>		

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																																																																																										
<p>1 有形固定資産減価償却累計額 11,730百万円</p> <p>2 借入金等に対し、担保に供している資産は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>現金預金</td><td>380百万円</td></tr> <tr><td>受取手形</td><td>2,590</td></tr> <tr><td>たな卸不動産</td><td>6,679</td></tr> <tr><td>建物</td><td>12,090</td></tr> <tr><td>土地</td><td>17,299</td></tr> <tr><td>その他(構築物)</td><td>129</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>404</td></tr> <tr><td>その他(投資不動産)</td><td>966</td></tr> <tr><td>その他(出資金)</td><td>561</td></tr> <tr><td>計</td><td>41,102</td></tr> </table> <p>上記に対応する借入金等は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>短期借入金</td><td>46,220百万円</td></tr> <tr><td>その他(未払金)</td><td>27</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>556</td></tr> <tr><td>その他(長期未払金)</td><td>110</td></tr> <tr><td>計</td><td>46,913</td></tr> </table>	現金預金	380百万円	受取手形	2,590	たな卸不動産	6,679	建物	12,090	土地	17,299	その他(構築物)	129	投資有価証券	404	その他(投資不動産)	966	その他(出資金)	561	計	41,102	短期借入金	46,220百万円	その他(未払金)	27	長期借入金	556	その他(長期未払金)	110	計	46,913	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 9,982百万円</p> <p>2 再生債務に含まれる借入金等に対し、担保に供している資産は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>現金預金</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>受取手形</td><td>2,151</td></tr> <tr><td>たな卸不動産</td><td>2,147</td></tr> <tr><td>その他(営業外受取手形)</td><td>1,633</td></tr> <tr><td>建物</td><td>4,736</td></tr> <tr><td>土地</td><td>6,686</td></tr> <tr><td>その他(構築物)</td><td>35</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>108</td></tr> <tr><td>その他(投資不動産)</td><td>130</td></tr> <tr><td>その他(敷金)</td><td>228</td></tr> <tr><td>計</td><td>17,885</td></tr> </table> <p>上記に対応する再生債務に含まれる借入金等は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>短期借入金</td><td>37,499百万円</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>887</td></tr> <tr><td>その他(長期未払金)</td><td>96</td></tr> <tr><td>計</td><td>38,483</td></tr> </table> <p>なお、現金預金に取引保証として差入れている資産が26百万円含まれている。</p>	現金預金	26百万円	受取手形	2,151	たな卸不動産	2,147	その他(営業外受取手形)	1,633	建物	4,736	土地	6,686	その他(構築物)	35	投資有価証券	108	その他(投資不動産)	130	その他(敷金)	228	計	17,885	短期借入金	37,499百万円	長期借入金	887	その他(長期未払金)	96	計	38,483	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 11,001百万円</p> <p>2 借入金等に対し、担保に供している資産は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>現金預金</td><td>456百万円</td></tr> <tr><td>受取手形</td><td>3,171</td></tr> <tr><td>たな卸不動産</td><td>6,786</td></tr> <tr><td>その他(営業外受取手形)</td><td>1,633</td></tr> <tr><td>建物・構築物</td><td>11,402</td></tr> <tr><td>土地</td><td>16,722</td></tr> <tr><td>投資有価証券</td><td>429</td></tr> <tr><td>その他(投資不動産)</td><td>967</td></tr> <tr><td>その他(出資金)</td><td>548</td></tr> <tr><td>計</td><td>42,117</td></tr> </table> <p>上記に対応する借入金等は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>短期借入金</td><td>38,517百万円</td></tr> <tr><td>その他(未払金)</td><td>27</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>810</td></tr> <tr><td>その他(長期未払金)</td><td>96</td></tr> <tr><td>計</td><td>39,451</td></tr> </table> <p>なお、現金預金に取引保証として差入れている資産が80百万円含まれている。</p>	現金預金	456百万円	受取手形	3,171	たな卸不動産	6,786	その他(営業外受取手形)	1,633	建物・構築物	11,402	土地	16,722	投資有価証券	429	その他(投資不動産)	967	その他(出資金)	548	計	42,117	短期借入金	38,517百万円	その他(未払金)	27	長期借入金	810	その他(長期未払金)	96	計	39,451
現金預金	380百万円																																																																																											
受取手形	2,590																																																																																											
たな卸不動産	6,679																																																																																											
建物	12,090																																																																																											
土地	17,299																																																																																											
その他(構築物)	129																																																																																											
投資有価証券	404																																																																																											
その他(投資不動産)	966																																																																																											
その他(出資金)	561																																																																																											
計	41,102																																																																																											
短期借入金	46,220百万円																																																																																											
その他(未払金)	27																																																																																											
長期借入金	556																																																																																											
その他(長期未払金)	110																																																																																											
計	46,913																																																																																											
現金預金	26百万円																																																																																											
受取手形	2,151																																																																																											
たな卸不動産	2,147																																																																																											
その他(営業外受取手形)	1,633																																																																																											
建物	4,736																																																																																											
土地	6,686																																																																																											
その他(構築物)	35																																																																																											
投資有価証券	108																																																																																											
その他(投資不動産)	130																																																																																											
その他(敷金)	228																																																																																											
計	17,885																																																																																											
短期借入金	37,499百万円																																																																																											
長期借入金	887																																																																																											
その他(長期未払金)	96																																																																																											
計	38,483																																																																																											
現金預金	456百万円																																																																																											
受取手形	3,171																																																																																											
たな卸不動産	6,786																																																																																											
その他(営業外受取手形)	1,633																																																																																											
建物・構築物	11,402																																																																																											
土地	16,722																																																																																											
投資有価証券	429																																																																																											
その他(投資不動産)	967																																																																																											
その他(出資金)	548																																																																																											
計	42,117																																																																																											
短期借入金	38,517百万円																																																																																											
その他(未払金)	27																																																																																											
長期借入金	810																																																																																											
その他(長期未払金)	96																																																																																											
計	39,451																																																																																											

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)																																																																										
<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 連結会社以外の下記会社等の銀行他借入金に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>細川吉博</td><td>740百万円</td></tr> <tr><td>盛岡市洞清水 土地区画 整理組合</td><td>455</td></tr> <tr><td>(株)湧駒荘</td><td>149</td></tr> <tr><td>(医)加樟会</td><td>75</td></tr> <tr><td>三井住友 建設(株)</td><td>71</td></tr> <tr><td>八幡駅前 地区市街地 再開発組合</td><td>40</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,531</td></tr> </table> <p>(2) 連結会社以外の下記会社の住宅分譲前金保証に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>ジャパン・ アートプラ ンニング(株)</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>(株)エル カクエイ</td><td>40</td></tr> <tr><td>その他3件</td><td>68</td></tr> <tr><td>計</td><td>171</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,703</td></tr> </table> <p>4 受取手形裏書譲渡高 7百万円</p>	細川吉博	740百万円	盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	455	(株)湧駒荘	149	(医)加樟会	75	三井住友 建設(株)	71	八幡駅前 地区市街地 再開発組合	40	計	1,531	ジャパン・ アートプラ ンニング(株)	63百万円	(株)エル カクエイ	40	その他3件	68	計	171	合計	1,703	<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 連結会社以外の下記会社等の銀行他借入金に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>盛岡市洞清水 土地区画 整理組合</td><td>414百万円</td></tr> <tr><td>(株)湧駒荘</td><td>142</td></tr> <tr><td>三井住友 建設(株)</td><td>100</td></tr> <tr><td>(医)加樟会</td><td>55</td></tr> <tr><td>計</td><td>713</td></tr> </table> <p>(2) 連結会社以外の下記会社の住宅分譲前金保証に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>(株)アーネス トワン</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>アイレスト ホーム(株)</td><td>51</td></tr> <tr><td>計</td><td>142</td></tr> <tr><td>合計</td><td>855</td></tr> </table> <p>4 受取手形割引高 137百万円</p> <p>5 民事再生法に基づく届出再生債務を全て再生債務に含めて表示している。</p> <table> <tr><td>支払手形・ 工事未払金等</td><td>19,744百万円</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td>41,859</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>1,301</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,362</td></tr> <tr><td>計</td><td>64,267</td></tr> </table>	盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	414百万円	(株)湧駒荘	142	三井住友 建設(株)	100	(医)加樟会	55	計	713	(株)アーネス トワン	91百万円	アイレスト ホーム(株)	51	計	142	合計	855	支払手形・ 工事未払金等	19,744百万円	短期借入金	41,859	長期借入金	1,301	その他	1,362	計	64,267	<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 連結会社以外の下記会社等の銀行他借入金に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>盛岡市洞清水 土地区画 整理組合</td><td>421百万円</td></tr> <tr><td>八幡駅前 地区市街地 再開発組合</td><td>210</td></tr> <tr><td>(株)湧駒荘</td><td>146</td></tr> <tr><td>三井住友 建設(株)</td><td>100</td></tr> <tr><td>(医)加樟会</td><td>65</td></tr> <tr><td>計</td><td>943</td></tr> </table> <p>(2) 連結会社以外の下記会社の住宅分譲前金保証に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>(株)アーネス トワン</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>(株)ジョイン ト・コーポ レーション</td><td>62</td></tr> <tr><td>その他1件</td><td>30</td></tr> <tr><td>計</td><td>178</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,121</td></tr> </table> <p>4 受取手形裏書譲渡高 179百万円</p>	盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	421百万円	八幡駅前 地区市街地 再開発組合	210	(株)湧駒荘	146	三井住友 建設(株)	100	(医)加樟会	65	計	943	(株)アーネス トワン	85百万円	(株)ジョイン ト・コーポ レーション	62	その他1件	30	計	178	合計	1,121
細川吉博	740百万円																																																																											
盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	455																																																																											
(株)湧駒荘	149																																																																											
(医)加樟会	75																																																																											
三井住友 建設(株)	71																																																																											
八幡駅前 地区市街地 再開発組合	40																																																																											
計	1,531																																																																											
ジャパン・ アートプラ ンニング(株)	63百万円																																																																											
(株)エル カクエイ	40																																																																											
その他3件	68																																																																											
計	171																																																																											
合計	1,703																																																																											
盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	414百万円																																																																											
(株)湧駒荘	142																																																																											
三井住友 建設(株)	100																																																																											
(医)加樟会	55																																																																											
計	713																																																																											
(株)アーネス トワン	91百万円																																																																											
アイレスト ホーム(株)	51																																																																											
計	142																																																																											
合計	855																																																																											
支払手形・ 工事未払金等	19,744百万円																																																																											
短期借入金	41,859																																																																											
長期借入金	1,301																																																																											
その他	1,362																																																																											
計	64,267																																																																											
盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	421百万円																																																																											
八幡駅前 地区市街地 再開発組合	210																																																																											
(株)湧駒荘	146																																																																											
三井住友 建設(株)	100																																																																											
(医)加樟会	65																																																																											
計	943																																																																											
(株)アーネス トワン	85百万円																																																																											
(株)ジョイン ト・コーポ レーション	62																																																																											
その他1件	30																																																																											
計	178																																																																											
合計	1,121																																																																											



## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は、次の とおりである。 従業員給料手当 1,088百万円 退職給付費用 82</p> <p>2 前期損益修正益の内訳は次の とおりである。 過年度工事 請負金増加額 51百万円 過年度未払金 57 過大計上額 計 109</p> <p>3 固定資産売却益の内訳は次の とおりである。 建物・構築物 2百万円 土地 21 計 23</p> <p>4 前期損益修正損の内訳は次の とおりである。 過年度工事 請負金減少額 36百万円 過年度未払金 263 過小計上額 その他 5 計 305</p> <p>5 固定資産売却損の内訳は次の とおりである。 建物・構築物 32百万円 土地 6 その他 5 計 44</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は、次の とおりである。 従業員給料手当 1,037百万円</p> <p>2 前期損益修正益の内訳は次の とおりである。 過年度工事 請負金増加額 22百万円 過年度未払金 175 過大計上額 その他 93 計 292</p> <p>3 固定資産売却益の内訳は次の とおりである。 建物・構築物 16百万円 土地 76 その他 11 計 105</p> <p>4 前期損益修正損の内訳は次の とおりである。 過年度工事 請負金減少額 215百万円 過年度未払金 246 過小計上額 その他 2 計 465</p> <p>5 固定資産売却損の内訳は次の とおりである。 その他 0百万円</p> <p>6 ゴルフ会員権等評価損の内訳 は次のとおりである。 ゴルフ会員権 167百万円 評価損</p> <p>7 固定資産評価損の内訳は次の とおりである。 建物・構築物 6,628百万円 土地 10,001 その他 173 計 16,802</p> <p>8 未成工事支出金評価損は、民 事再生手続の申立てを行った ことにより、今後事業の再生 を図るため未成工事支出金の 評価の見直しを行ったもので ある。</p> <p>9 同左</p>	<p>1 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は、次の とおりである。 従業員給料手当 1,987百万円</p> <p>2 前期損益修正益の内訳は次の とおりである。 過年度工事 請負金増加額 24百万円 過年度未払金 98 過大計上額 その他 0 計 123</p> <p>3 固定資産売却益の内訳は次の とおりである。 建物・構築物 128百万円 土地 1,071 計 1,199</p> <p>4 前期損益修正損の内訳は次の とおりである。 過年度工事 請負金減少額 336百万円 過年度未払金 105 過小計上額 その他 900 計 1,343</p> <p>5 固定資産売却損の内訳は次の とおりである。 建物・構築物 153百万円 土地 7 その他 7 計 168</p> <p>6 ゴルフ会員権等評価損の内訳 は次のとおりである。 ゴルフ会員権 4百万円 評価損</p>
<p>9 当中間連結会計期間における 税金費用については、簡便法 による税効果会計を適用して いるため、法人税等調整額は 「法人税、住民税及び事業 税」に含めて表示している。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
10 当グループの売上高は、通常の営業の形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。	10 同左	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成16年 9月30日現在) 現金預金勘定 6,671百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 510 現金及び現金同等物 6,161	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 9月30日現在) 現金預金勘定 1,726百万円 現金及び現金同等物 1,726	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年 3月31日現在) 現金預金勘定 5,342百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 116 現金及び現金同等物 5,225

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>318</td> <td>221</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>71</td> <td>44</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>397</td> <td>269</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置	8	4	3	工具器具・備品	318	221	97	その他	71	44	26	合計	397	269	127	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>237</td> <td>190</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>67</td> <td>44</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>304</td> <td>235</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具・備品	237	190	46	その他	67	44	22	合計	304	235	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>238</td> <td>161</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>71</td> <td>41</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>318</td> <td>208</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置	8	5	2	工具器具・備品	238	161	77	その他	71	41	30	合計	318	208	110
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
機械装置	8	4	3																																																							
工具器具・備品	318	221	97																																																							
その他	71	44	26																																																							
合計	397	269	127																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																							
工具器具・備品	237	190	46																																																							
その他	67	44	22																																																							
合計	304	235	68																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																							
機械装置	8	5	2																																																							
工具器具・備品	238	161	77																																																							
その他	71	41	30																																																							
合計	318	208	110																																																							
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>61百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>127</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	61百万円	1年超	66	合計	127	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>14百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	14百万円	1年超	54	合計	68	(2) 未経過リース料期末残高相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>55百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	55百万円	1年超	55	合計	110																																						
1年内	61百万円																																																									
1年超	66																																																									
合計	127																																																									
1年内	14百万円																																																									
1年超	54																																																									
合計	68																																																									
1年内	55百万円																																																									
1年超	55																																																									
合計	110																																																									
なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。	同左	なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。																																																								
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>36百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	36百万円	減価償却費相当額	36	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	35百万円	減価償却費相当額	35	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>76百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	76百万円	減価償却費相当額	76																																												
支払リース料	36百万円																																																									
減価償却費相当額	36																																																									
支払リース料	35百万円																																																									
減価償却費相当額	35																																																									
支払リース料	76百万円																																																									
減価償却費相当額	76																																																									
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																								
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略している。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																								

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	48	49	0
(2) 社債			
(3) その他			
合計	48	49	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2	3	0
(2) 債券			
(3) その他			
合計	2	3	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く) 678百万円

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	48	49	0
(2) 社債			
(3) その他			
合計	48	49	0

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	0	0	0
(2) 債券			
(3) その他			
合計	0	0	0

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式 184百万円

前連結会計年度末(平成17年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	48	50	1
(2) 社債			
(3) その他			
合計	48	50	1

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	2	4	1
(2) 債券			
(3) その他			
合計	2	4	1

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式

679百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
当グループは、デリバティブ取引を 利用していないので、該当事項はな い。	同左	同左

[前へ](#)

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	建設事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	35,135	1,016	279	36,431		36,431
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		27		27	(27)	
計	35,135	1,043	279	36,458	(27)	36,431
営業費用	35,540	758	322	36,622	402	37,024
営業利益又は 営業損失 ( )	404	284	42	163	(429)	592

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

## (1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

## (2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

不動産事業 不動産の売買、仲介、賃貸借並びに管理に関する事業

その他の事業 ゴルフ場事業、観光事業

## 2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は438百万円である。

その主なものは、提出会社本社の総務部等管理部門に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	建設事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	23,358	1,155	129	24,643		24,643
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		27		27	(27)	
計	23,358	1,182	129	24,670	(27)	24,643
営業費用	24,314	926	158	25,399	(368)	25,031
営業利益又は 営業損失 ( )	956	256	29	729	341	388

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

## (1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

## (2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

不動産事業 不動産の売買、仲介、賃貸借並びに管理に関する事業

その他の事業 観光事業

## 2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は438百万円である。

その主なものは、提出会社本社の総務部等管理部門に係る費用である。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	建設事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	84,821	2,166	563	87,551		87,551
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		54		54	(54)	
計	84,821	2,220	563	87,605	(54)	87,551
営業費用	85,243	1,627	649	87,520	899	88,420
営業利益又は 営業損失( )	422	593	86	84	(953)	869

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

(2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

不動産事業 不動産の売買、仲介、賃貸借並びに管理に関する事業

その他の事業 ゴルフ場事業、観光事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は972百万円である。

その主なものは、提出会社本社の総務部等管理部門に係る費用である。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
在外連結子会社及び重要な在外支店 がないため記載していない。	同左	同左

【海外売上高】

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
海外売上高がないため記載していない。	同左	同左

## ( 1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額 250.87円	1株当たり純資産額 1,132.31円	1株当たり純資産額 472.70円
1株当たり中間純損失 10.94円	1株当たり中間純損失 668.05円	1株当たり当期純損失 232.76円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失のため、記載していない。	同左	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失のため、記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
中間(当期)純損失(百万円)	656	40,068	13,961
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式に係る中間(当期)純損失(百万円)	656	40,068	13,961
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,984	59,977	59,982
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式(発行済株式数52,000千株) この詳細については、「第4 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(1) 株式の総数等」「発行済株式」の脚注に記載のとおりである。	同左	同左

## (重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	当社は、平成17年 9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、平成17年11月14日に大阪地方裁判所より認可決定を受けている。その後、認可決定の公告を行ったが、平成17年11月21日大阪地方裁判所へ再生計画の認可決定に対し即時抗告の申立てがなされ、大阪高等裁判所にて審理中である。これにより再生計画の認可決定が確定していない。	当社は、平成17年 5月 5日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、大阪地方裁判所へ申立てを行い、平成17年 5月 9日開始決定を受けた。

## (2) 【その他】

該当事項なし



## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金預金	2	6,611		1,679		5,296	
受取手形	2	7,133		2,564		3,774	
完成工事 未収入金		29,598		13,197		27,315	
販売用不動産	2	7,556		2,359		7,200	
未成工事支出金		4,863		7,498		3,225	
材料貯蔵品		106		105		113	
繰延税金資産		2,775					
その他	2	5,093		3,141		3,737	
貸倒引当金		516		2,139		7,924	
流動資産合計		63,222	58.1	28,405	67.0	42,738	50.9
固定資産							
有形固定資産	1						
建物	2	12,356		4,836		11,549	
土地	2	18,769		6,686		16,727	
その他	2	182		61		187	
有形固定資産 合計		31,308		11,584		28,464	
無形固定資産		283		130		283	
投資その他の 資産							
投資有価証券	2	896		230		898	
長期貸付金		9,866		492		9,899	
長期未収入金		18,820		9,984		18,737	
土地再評価に 係る繰延税金 資産						253	
その他	2	5,506		2,811		4,565	
貸倒引当金		21,059		11,221		21,881	
投資その他の 資産合計		14,031		2,296		12,472	
固定資産合計		45,624	41.9	14,011	33.0	41,220	49.1
資産合計		108,846	100.0	42,417	100.0	83,958	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形		13,276				12,702	
工事未払金		12,201		5,886		12,763	
短期借入金	2	58,136				44,389	
未払法人税等		127		180		326	
未成工事受入金		5,428		5,901		4,788	
完成工事補償 引当金		63		249		87	
受注工事損失 引当金						118	
その他	2	3,432		3,219		4,433	
流動負債合計			92,666 85.1		15,437 36.4		79,609 94.8
固定負債							
長期借入金	2	556				1,224	
再生債務	2 5			64,267			
土地再評価に 係る繰延税金 負債		443					
退職給付引当金		987		4,827		3,649	
関係会社事業 損失引当金		112				183	
その他	2	1,290		10		1,278	
固定負債合計			3,389 3.1		69,105 162.9		6,335 7.5
負債合計			96,055 88.2		84,542 199.3		85,944 102.4
(資本の部)							
資本金		13,030	12.0	13,030	30.7	13,030	15.5
資本剰余金							
資本準備金		13,000				13,000	
その他 資本剰余金		2,970				2,970	
資本剰余金合計			15,970 14.7			15,970 19.0	
利益剰余金							
中間(当期) 未処理損失		16,856		55,153		30,616	
利益剰余金合計			16,856 15.5		55,153 130.0		30,616 36.5
土地再評価差額金		647	0.6			370	0.4
その他有価証券 評価差額金		0	0.0			0	0.0
自己株式		0	0.0		1 0.0	1	0.0
資本合計			12,791 11.8		42,124 99.3		1,986 2.4
負債資本合計			108,846 100.0		42,417 100.0		83,958 100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月 30日)			当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月 31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高										
完成工事高		35,135			23,358			84,821		
不動産事業 売上高		1,043	36,179	100.0	1,182	24,540	100.0	2,220	87,042	100.0
売上原価										
完成工事原価		33,919			22,281			82,278		
不動産事業 売上原価		660	34,579	95.6	605	22,887	93.3	1,409	83,688	96.1
売上総利益										
完成工事 総利益		1,216			1,076			2,543		
不動産事業 総利益		382	1,599	4.4	577	1,653	6.7	810	3,353	3.9
販売費及び 一般管理費			2,158	5.9		2,012	8.2		4,155	4.8
営業損失			558	1.5		358	1.5		801	0.9
営業外収益										
受取利息		76			68			149		
債権売却益		620						620		
その他		111	808	2.2	69	137	0.6	244	1,014	1.2
営業外費用										
支払利息		399			89			718		
その他		109	509	1.4	73	162	0.7	46	764	0.9
経常損失			260	0.7		383	1.6		552	0.6
特別利益	1		295	0.8		1,579	6.4		3,573	4.1
特別損失	2		714	2.0		41,079	167.4		16,014	18.4
税引前中間 (当期)純損失			679	1.9		39,883	162.5		12,993	14.9
法人税、住民税 及び事業税		2			254			160		
法人税等調整額			2	0.0		254	1.0	2,301	2,461	2.8
中間(当期) 純損失			677	1.9		40,137	163.6		15,454	17.8
前期繰越損失			16,181			14,646			16,181	
土地再評価 差額金取崩額			2			370			1,020	
中間(当期) 未処理損失			16,856			55,153			30,616	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況		<p>当社は、平成17年5月5日に大阪地方裁判所に民事再生手続の申立てを行い、平成17年5月9日に民事再生手続の開始決定を受けている。また当中間会計期間において、固定資産評価損16,802百万円、販売用不動産評価損13,572百万円、未成工事支出金評価損3,563百万円等の民事再生手続に関連する特別損失を計上したことにより、42,124百万円の債務超過となっている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義が存在している。</p> <p>当社は、平成17年9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、平成17年11月14日に大阪地方裁判所より認可決定を受けている。再生計画は、スポンサーから抛出される金額を配当原資とした早期一括弁済を行うことを前提として作成しており、認可決定の確定した日に、開始決定日以降に発生した利息・損害金の全部並びに元本及び開始決定日の前日までに発生した利息・損害金を合計した額に免除率を乗じて算出した額の免除を受ける内容となっている。なお、別除権付再生債権については、不足額が確定した時に同じ計算により債務免除益が計上され、財務体質の改善が図られる計画である。</p> <p>中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。</p>	<p>当社は、当事業年度において営業損失801百万円、経常損失552百万円、当期純損失15,454百万円を計上し6期連続して当期純損失となった。また、その結果、1,986百万円の債務超過に至っている。当該状況により継続企業の前提に重要な疑義が存在している。</p> <p>当社は、長引く建設投資の冷え込みから受注減少に歯止めがかからず、一方で大手ゼネコン、中小業者をまじえた激しい競争から、前期以前において受注した工事に不採算工事が含まれていたこと、また、学校法人大阪経済法律学園との土地売買代金請求訴訟の第二審において逆転敗訴し50億円を超える特別損失を計上するに至ったことから、大幅な業績修正を行わざるを得なくなり、結果、信用不安が発生し、必要な運転資金の調達が著しく困難にならざるを得ない状況となった。その結果、平成17年5月9日決済予定の債務を弁済する見込みが立たず、もはや法的手続をとらずして再建することは著しく困難であるとの判断をし、平成17年5月5日民事再生手続開始の申立てを行った。民事再生手続開始の申立てをしたことを受け、関係会社に対する債権の回収可能性等について民事再生手続申立ての影響を反映させた引当金の計上を行うとともに、退職給付引当金の計上基準の見直し等を行った結果、15,454百万円の当期純損失が計上され、その結果、1,986百万円の債務超過となった。</p> <p>平成17年5月9日に民事再生手続の開始決定を受け、今後は、再生計画案を平成17年9月15日の期限までに策定することになりますが、現時点ではその内容は未確定である。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。</p>

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 株式については中間決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>販売用不動産 個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>販売用不動産 同左</p> <p>材料貯蔵品 同左</p> <p>平成17年9月15日に大阪地方裁判所に提出した再生計画案における権利変更の前提となる資産の評価を考慮し、有価証券、たな卸資産、有形固定資産、投資その他の資産等について評価損の計上を行っている。</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 株式については決算日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>販売用不動産 同左</p> <p>材料貯蔵品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 建物(建物附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>投資その他の資産 長期前払費用 定額法</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>投資その他の資産 長期前払費用 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>投資その他の資産 長期前払費用 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当中間会計期間末に至る1年間の完成工事高に対し、将来の見積補償額に基づいて計上している。</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。また、平成17年9月15日に大阪地方裁判所に提出した再生計画案における権利変更の前提となる資産の評価を考慮した貸倒引当金の計上を行っている。</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対し、将来の見積補償額に基づいて計上している。</p> <p>受注工事損失引当金 受注工事の損失発生に備えるため、当期末手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見込額を計上している。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理している。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしている。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。</p> <p>なお、当社は、当中間会計期間において退職金制度の改定を行ったため、過去勤務債務(債務の減額)4,302百万円が発生している。</p> <p>関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上している。</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>なお、民事再生手続の開始決定を受けたことにより、平均残存勤務年数等の基礎数値を見直した結果発生した数理計算上の差異1,686百万円全額を一時に費用処理し特別損失に計上している。</p> <p>同左</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、当会計期間において退職金制度の改定を行ったため、過去勤務債務(債務の減額)4,302百万円が発生している。会計基準変更時差異は、15年による按分額を費用処理し、また数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理し、さらに過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理していたが、民事再生手続の開始決定を受けたことにより、会計基準変更時差異、数理計算上の差異及び過去勤務債務について、今後、平均残存勤務期間等繰延計算の前提となる基礎数値に大きな変動が見込まれることから、将来の長期間にわたり未認識の状態が継続することは不適切と判断し、2,833百万円全額を一時に費用処理し特別損失に計上している。</p> <p>関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上している。</p> <p>同左</p>
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
5 完成工事高の計上基準	<p>完成工事高の計上は原則として工事完成基準によっているが、長期工事(工期1年超)については、工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によるものは次のとおりである。 完成工事高 16,521百万円</p>	<p>完成工事高の計上は原則として工事完成基準によっているが、長期工事(工期1年超、請負金額10億円以上)については、工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によるものは次のとおりである。 完成工事高 6,712百万円</p> <p>(会計処理の変更) 従来、工事期間が1年超の長期請負工事は工事進行基準により収益を計上していたが、当中間会計期間から1年超かつ10億円以上の長期請負工事について工事進行基準により収益を計上する方法に変更した。この変更は、当社の民事再生計画において、平成18年3月までに従来の資本については100%減資が行われ、その後の増資により㈱サクセス・プロの100%子会社となるため、当事業年度末において、㈱サクセス・プロの企業集団における適切な経営成績やキャッシュ・フローの状況開示の必要性から、同企業集団の他の建設業を営む会社との会計処理の統一を図ることが予定されており、中間年度の首尾一貫性を保持するために当中間会計期間から工事進行基準の適用条件を変更したものである。なお、当該変更が損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>完成工事高の計上は原則として工事完成基準によっているが、長期工事(工期1年超)については、工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によるものは次のとおりである。 完成工事高 33,777百万円</p>
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>



表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「営業外受取手形」は、前中間会計期間まで「受取手形」に含めて表示していたが、資産の総額の100分の1を超えているため、当中間会計期間より流動資産の「その他」に含めて表示している。なお、前中間会計期間末は「受取手形」に1,644百万円含まれている。</p> <p>「長期未収入金」は、前中間会計期間まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示していたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記した。なお、前中間会計期間末は投資その他の資産の「その他」に1,538百万円含まれている。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(法人事業税における外形標準課税部分の中間損益計算書上の表示方法)</p> <p>法人事業税の外形標準課税制度が平成16年4月1日以後に開始する事業年度から導入されたことに伴い、当中間会計期間から法人事業税の付加価値割及び資本割については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(実務対応報告第12号)に基づき、販売費及び一般管理費に計上している。この結果、販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は44百万円がそれぞれ増加している。</p>		<p>(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法)</p> <p>法人事業税の外形標準課税制度が平成16年4月1日以後に開始する事業年度から導入されたことに伴い、当事業年度から法人事業税の付加価値割及び資本割については、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(実務対応報告第12号)に基づき、販売費及び一般管理費に計上している。この結果、販売費及び一般管理費、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は83百万円がそれぞれ増加している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 10,823百万円	1 有形固定資産減価償却累計額 9,853百万円	1 有形固定資産減価償却累計額 10,073百万円
2 借入金等に対し、担保に供している資産は次のとおりである。	2 再生債務に含まれる借入金等に対し、担保に供している資産は次のとおりである。	2 借入金等に対し、担保に供している資産は次のとおりである。
現金預金 380百万円	現金預金 26百万円	現金預金 456百万円
受取手形 2,590	受取手形 2,151	受取手形 3,171
販売用不動産 6,679	販売用不動産 2,147	販売用不動産 6,786
建物 12,090	その他(営業外受取手形) 1,633	営業外受取手形 1,633
土地 17,299	建物 4,736	建物 11,283
その他 129	土地 6,686	土地 16,722
(構築物)	その他 35	その他 118
投資有価証券 404	(構築物)	(構築物)
その他 966	投資有価証券 108	投資有価証券 429
(投資不動産)	その他 130	その他 967
その他(出資金) 561	(投資不動産)	(投資不動産)
計 41,102	その他(敷金) 228	その他 548
	計 17,885	計 42,117
上記に対応する借入金等は次のとおりである。	上記に対応する再生債務に含まれる借入金等は次のとおりである。	上記に対応する借入金等は次のとおりである。
短期借入金 46,220百万円	短期借入金 37,499百万円	短期借入金 38,517百万円
その他(未払金) 27	長期借入金 887	その他(未払金) 27
長期借入金 556	その他(長期未払金) 96	長期借入金 810
その他(長期未払金) 110	計 38,483	その他(長期未払金) 96
計 46,913	なお、現金預金に取引保証として差入れている資産が26百万円含まれている。	計 39,451
		なお、現金預金に取引保証として差入れている資産が80百万円含まれている。

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)																																																																												
<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社等の銀行他借入金に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>細川吉博</td><td>740百万円</td></tr> <tr><td>盛岡市洞清水 土地区画 整理組合</td><td>455</td></tr> <tr><td>(株)湧駒荘</td><td>149</td></tr> <tr><td>(医)加樟会</td><td>75</td></tr> <tr><td>三井住友 建設(株)</td><td>71</td></tr> <tr><td>八幡駅前 地区市街地 再開発組合</td><td>40</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,531</td></tr> </table> <p>(2) 下記会社の住宅分譲前金保証に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>ジャパン・ アートプラン ニング(株)</td><td>63百万円</td></tr> <tr><td>(株)エル カクエイ</td><td>40</td></tr> <tr><td>その他3件</td><td>68</td></tr> <tr><td>計</td><td>171</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,703</td></tr> </table> <p>4 受取手形裏書譲渡高 7百万円</p>	細川吉博	740百万円	盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	455	(株)湧駒荘	149	(医)加樟会	75	三井住友 建設(株)	71	八幡駅前 地区市街地 再開発組合	40	計	1,531	ジャパン・ アートプラン ニング(株)	63百万円	(株)エル カクエイ	40	その他3件	68	計	171	合計	1,703	<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社等の銀行他借入金に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>盛岡市洞清水 土地区画 整理組合</td><td>414百万円</td></tr> <tr><td>(株)湧駒荘</td><td>142</td></tr> <tr><td>三井住友 建設(株)</td><td>100</td></tr> <tr><td>(医)加樟会</td><td>55</td></tr> <tr><td>計</td><td>713</td></tr> </table> <p>(2) 下記会社の住宅分譲前金保証に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>(株)アーネスト ワン</td><td>91百万円</td></tr> <tr><td>アイレスト ホーム(株)</td><td>51</td></tr> <tr><td>計</td><td>142</td></tr> <tr><td>合計</td><td>855</td></tr> </table> <p>4 受取手形割引高 137百万円</p> <p>5 民事再生法に基づく届出再生債務を全て再生債務に含めて表示している。</p> <table> <tr><td>支払手形</td><td>12,252百万円</td></tr> <tr><td>工事未払金</td><td>7,492</td></tr> <tr><td>短期借入金</td><td>41,859</td></tr> <tr><td>長期借入金</td><td>1,301</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1,362</td></tr> <tr><td>計</td><td>64,267</td></tr> </table>	盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	414百万円	(株)湧駒荘	142	三井住友 建設(株)	100	(医)加樟会	55	計	713	(株)アーネスト ワン	91百万円	アイレスト ホーム(株)	51	計	142	合計	855	支払手形	12,252百万円	工事未払金	7,492	短期借入金	41,859	長期借入金	1,301	その他	1,362	計	64,267	<p>3 偶発債務</p> <p>(1) 下記会社等の銀行他借入金に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>盛岡市洞清水 土地区画 整理組合</td><td>421百万円</td></tr> <tr><td>八幡駅前 地区市街地 再開発組合</td><td>210</td></tr> <tr><td>(株)湧駒荘</td><td>146</td></tr> <tr><td>三井住友 建設(株)</td><td>100</td></tr> <tr><td>(医)加樟会</td><td>65</td></tr> <tr><td>計</td><td>943</td></tr> </table> <p>(2) 下記会社の住宅分譲前金保証に対して保証を行っている。</p> <table> <tr><td>(株)アーネスト ワン</td><td>85百万円</td></tr> <tr><td>(株)ジョイント ・コーポレー ション</td><td>62</td></tr> <tr><td>その他1件</td><td>30</td></tr> <tr><td>計</td><td>178</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,121</td></tr> </table> <p>4 受取手形裏書譲渡高 179百万円</p>	盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	421百万円	八幡駅前 地区市街地 再開発組合	210	(株)湧駒荘	146	三井住友 建設(株)	100	(医)加樟会	65	計	943	(株)アーネスト ワン	85百万円	(株)ジョイント ・コーポレー ション	62	その他1件	30	計	178	合計	1,121
細川吉博	740百万円																																																																													
盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	455																																																																													
(株)湧駒荘	149																																																																													
(医)加樟会	75																																																																													
三井住友 建設(株)	71																																																																													
八幡駅前 地区市街地 再開発組合	40																																																																													
計	1,531																																																																													
ジャパン・ アートプラン ニング(株)	63百万円																																																																													
(株)エル カクエイ	40																																																																													
その他3件	68																																																																													
計	171																																																																													
合計	1,703																																																																													
盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	414百万円																																																																													
(株)湧駒荘	142																																																																													
三井住友 建設(株)	100																																																																													
(医)加樟会	55																																																																													
計	713																																																																													
(株)アーネスト ワン	91百万円																																																																													
アイレスト ホーム(株)	51																																																																													
計	142																																																																													
合計	855																																																																													
支払手形	12,252百万円																																																																													
工事未払金	7,492																																																																													
短期借入金	41,859																																																																													
長期借入金	1,301																																																																													
その他	1,362																																																																													
計	64,267																																																																													
盛岡市洞清水 土地区画 整理組合	421百万円																																																																													
八幡駅前 地区市街地 再開発組合	210																																																																													
(株)湧駒荘	146																																																																													
三井住友 建設(株)	100																																																																													
(医)加樟会	65																																																																													
計	943																																																																													
(株)アーネスト ワン	85百万円																																																																													
(株)ジョイント ・コーポレー ション	62																																																																													
その他1件	30																																																																													
計	178																																																																													
合計	1,121																																																																													

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>過年度工事 請負金増加額 51百万円</p> <p>過年度未払金 過大計上額 57</p> <p>建物売却益 2</p> <p>土地売却益 21</p> <p>貸倒引当金 戻入益 112</p>	<p>1 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>過年度工事 請負金増加額 22百万円</p> <p>過年度未払金 過大計上額 175</p> <p>建物売却益 16</p> <p>土地売却益 76</p> <p>投資有価証券 売却益 98</p> <p>貸倒引当金 戻入益 1,082</p>	<p>1 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>過年度工事 請負金増加額 24百万円</p> <p>過年度未払金 過大計上額 98</p> <p>建物売却益 128</p> <p>土地売却益 1,071</p> <p>債務買戻益 2,250</p>
<p>2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>過年度工事 請負金減少額 36百万円</p> <p>過年度未払金 過小計上額 263</p> <p>建物売却損 32</p> <p>土地売却損 6</p> <p>役員退職金 63</p> <p>ゴルフ会員権 等評価損 2</p> <p>先行工事清算損 219</p>	<p>2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>過年度工事 請負金減少額 215百万円</p> <p>過年度未払金 過小計上額 246</p> <p>貸倒損失 3,107</p> <p>販売用不動産 評価損 13,572</p> <p>建物評価損 6,548</p> <p>土地評価損 10,001</p> <p>借地権評価損 106</p> <p>投資有価証券 評価損 645</p> <p>ゴルフ会員権 等評価損 167</p> <p>投資不動産 評価損 875</p> <p>未成工事支出金 評価損 3,563</p> <p>退職給付数理計 算上の差異償却 1,686</p>	<p>2 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。</p> <p>過年度工事 請負金減少額 336百万円</p> <p>過年度未払金 過小計上額 105</p> <p>建物売却損 140</p> <p>土地売却損 7</p> <p>役員退職金 82</p> <p>貸倒引当金 繰入額 8,118</p> <p>ゴルフ会員権 等評価損 4</p> <p>貸倒損失 124</p> <p>販売用不動産 評価損 1,488</p> <p>経営構造 改善損失 516</p> <p>先行工事精算損 219</p> <p>関係会社事業 損失引当金 70</p> <p>退職給付会計 基準変更時 差異等償却 2,833</p> <p>特別工事損失 753</p> <p>土地買戻損失 49</p>
<p>当中間会計期間における貸倒引当金戻入益112百万円は、貸倒引当金繰入額41百万円と貸倒引当金戻入額153百万円を相殺した純額である。</p>	<p>未成工事支出金評価損は、民事再生手続の申立てを行ったことにより、今後事業の再生を図るため未成工事支出金の評価の見直しを行ったものである。</p> <p>当中間会計期間における貸倒引当金戻入益1,082百万円は、貸倒引当金繰入額5,906百万円と貸倒引当金戻入額6,989百万円を相殺した純額である。</p>	<p>ゴルフ会員権等評価損の内訳は次のとおりである。</p> <p>ゴルフ会員権 評価損 4百万円</p>

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																						
<p>3 当事業年度は上半期と下半期の売上高の季節的変動が著しいと見込まれる。当中間期末に至る1年間の売上高は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>前事業年度 下半期</td> <td>59,193百万円</td> </tr> <tr> <td>当中間期</td> <td>36,179</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95,373</td> </tr> </table>	前事業年度 下半期	59,193百万円	当中間期	36,179	合計	95,373	<p>3 同左</p> <table> <tr> <td>前事業年度 下半期</td> <td>50,863百万円</td> </tr> <tr> <td>当中間期</td> <td>24,540</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75,404</td> </tr> </table>	前事業年度 下半期	50,863百万円	当中間期	24,540	合計	75,404											
前事業年度 下半期	59,193百万円																							
当中間期	36,179																							
合計	95,373																							
前事業年度 下半期	50,863百万円																							
当中間期	24,540																							
合計	75,404																							
<p>4 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>231百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td>4</td> </tr> </table>	有形固定資産	231百万円	無形固定資産	0	投資		その他の資産	4	<p>4 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>162百万円</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td></td> </tr> </table>	有形固定資産	162百万円	投資	3	その他の資産		<p>4 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>441百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投資</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の資産</td> <td>9</td> </tr> </table>	有形固定資産	441百万円	無形固定資産	0	投資		その他の資産	9
有形固定資産	231百万円																							
無形固定資産	0																							
投資																								
その他の資産	4																							
有形固定資産	162百万円																							
投資	3																							
その他の資産																								
有形固定資産	441百万円																							
無形固定資産	0																							
投資																								
その他の資産	9																							
<p>5 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示している。</p>	<p>5 同左</p>																							

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>318</td> <td>221</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>71</td> <td>44</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>389</td> <td>265</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具・備品	318	221	97	その他	71	44	26	合計	389	265	124	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>237</td> <td>190</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>67</td> <td>44</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>304</td> <td>235</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具・備品	237	190	46	その他	67	44	22	合計	304	235	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>238</td> <td>161</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>71</td> <td>41</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>310</td> <td>202</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具・備品	238	161	77	その他	71	41	30	合計	310	202	107
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
工具器具・備品	318	221	97																																															
その他	71	44	26																																															
合計	389	265	124																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
工具器具・備品	237	190	46																																															
その他	67	44	22																																															
合計	304	235	68																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
工具器具・備品	238	161	77																																															
その他	71	41	30																																															
合計	310	202	107																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 60百万円 1年超 64 合計 124	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 14百万円 1年超 54 合計 68	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 54百万円 1年超 53 合計 107																																																
なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。	同左	なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。																																																
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 36百万円 減価償却費相当額 36	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 35百万円 減価償却費相当額 35	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 74百万円 減価償却費相当額 74																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略している。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成16年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年 9月30日)	前事業年度末 (平成17年 3月31日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。	同左	同左

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>当社は、平成17年9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、平成17年11月14日に大阪地方裁判所より認可決定を受けている。その後、認可決定の公告を行ったが、平成17年11月21日大阪地方裁判所へ再生計画の認可決定に対し即時抗告の申立てがなされ、大阪高等裁判所にて審理中である。これにより再生計画の認可決定が確定していない。</p>	<p>平成17年5月5日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、大阪地方裁判所へ申立てを行い、平成17年5月9日開始決定を受けた。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間において、関東財務局長または近畿財務局長に提出した証券取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

1	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号(民事再生手続開始の申立)に基づく臨時報告書	平成17年5月6日提出 (関東財務局長)
2	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第17号(連結子会社の民事再生手続開始の申立)に基づく臨時報告書	平成17年6月16日提出 (近畿財務局長)
3	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 自 平成16年4月1日 (第89期) 至 平成17年3月31日	平成17年6月30日提出 (近畿財務局長)

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月24日

株式会社松村組  
取締役会 御中

## 有恒監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 村 弘 睦

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 聡 雄

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社松村組の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松村組及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社松村組  
取締役会 御中

## 有恒監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 村 弘 睦

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 聰 雄

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社松村組の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。

## 記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成17年5月5日大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年5月9日に民事再生手続開始決定を受けて、同年9月15日に再生計画案を、大阪地方裁判所に提出、裁判所の許可を得た上で遂行されることになるが、平成17年9月30日現在では再生計画案は未可決であり、再生計画は未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松村組及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかの意見表明をしない。

## 追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況、および重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、当中間連結会計期間に40,068百万円の間接純損失を計上し、当中間連結会計期間末の純資産は41,913百万円の債務超過となっており、これにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該債務超過の状況を解消すべく、当社は、平成17年5月5日に大阪地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い、同年5月9日の開始決定に基づき、再生計画案を策定し、同年9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、同年11月14日に大阪地方裁判所より認可決定を受けている。その後、認可決定の公告を行ったが、同年11月21日大阪地方裁判所へ再生計画の認可決定に対し即時抗告の申立てがなされ、大阪高等裁判所にて審理中である。これにより再生計画の認可決定が確定していない。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月24日

株式会社松村組  
取締役会 御中

## 有恒監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 村 弘 睦

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 聰 雄

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社松村組の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第89期事業年度の中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松村組の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社松村組  
取締役会 御中

## 有恒監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 辻 村 弘 睦

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 聰 雄

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社松村組の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第90期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。

## 記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は平成17年5月5日大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年5月9日に民事再生手続開始決定を受けて、同年9月15日に再生計画案を、大阪地方裁判所に提出、裁判所の許可を得た上で遂行されることになるが、平成17年9月30日現在では再生計画案は未可決であり、再生計画は未確定である。このため、継続企業を前提として作成されている上記の中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松村組の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているかどうかの意見表明をしない。

## 追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況、および重要な後発事象に記載されているとおり、当社は、当中間会計期間に40,137百万円の間接純損失を計上し、当中間会計期間末の純資産は42,124百万円の債務超過となっており、これにより、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該債務超過の状況を解消すべく、当社は、平成17年5月5日に大阪地方裁判所に対し民事再生手続開始の申立てを行い同年5月9日の開始決定に基づき、再生計画案を策定し、同年9月15日に大阪地方裁判所に再生計画案を提出し、その後の再生債権者による書面決議により原案どおり賛成多数で可決され、同年11月14日に大阪地方裁判所より認可決定を受けている。その後、認可決定の公告を行ったが、同年11月21日大阪地方裁判所へ再生計画の認可決定に対し即時抗告の申立てがなされ、大阪高等裁判所にて審理中である。これにより再生計画の認可決定が確定していない。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。